

地域医療支援中央会議幹事会について

幹事会の設置について

○ 概要

都道府県医療対策協議会等からの相談等に対し、的確な助言・指導を行うため、地域医療支援中央会議(以下、「中央会議」という。)の下に「幹事会」を設置する。

中央会議における議論を補助するために設置するため、構成員は中央会議構成団体の代表等から構成する。

地域の実情を踏まえた個別具体的な審議を行うため、幹事会は原則非公開とし、適宜、中央会議に報告する。

○ 検討内容

➤ 中央会議における審議に資するための基礎的な審議・検討

(参考)中央会議での検討内容

- ・ 好事例の収集・調査・紹介等改善方策に関すること
- ・ 医師確保等を含め地域医療の確保に関する助言・指導に関すること
- ・ 関係医療機関に対する協力要請に関すること
- ・ 専門家(地域医療アドバイザー等)の派遣に関すること
- ・ 緊急臨時的医師派遣に関すること

➤ 都道府県医療対策協議会等から要請のあった特定地域に関する地域医療の確保に関する審議・検討

➤ 派遣する専門家(地域医療アドバイザー等)及び派遣方法等に関する審議・検討

➤ その他、幹事会において検討すべき事項に関すること

○ 開催頻度

事案に応じて随時開催

○ 備考

- ・ 地域の実情を踏まえて、個別具体的な内容に言及して審議・検討を行うため、原則非公開で行う。なお、幹事会構成員については、おって公表する。
- ・ 幹事会における審議については、適宜、中央会議に報告する。